

(設置)

第1条 大分大学（以下「本学」という。）における不登校傾向のある学生及び発達障害を有する学生に対し、心理社会的支援、家族支援、修学支援等を行うため、本学に大分大学びあROOM（以下「びあROOM」という。）を置く。

(組織)

第2条 びあROOMは、且野原キャンパス及び挾間キャンパスに置き、当該キャンパスごとに、次の各号に掲げる名称とする。

- (1) 且野原びあROOM
- (2) 挾間びあROOM

(業務)

第3条 びあROOMは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生個人への心理社会的支援
- (2) 学生個人への修学支援
- (3) 学生の家族からの相談対応
- (4) 職員からの学生に関する相談対応
- (5) 学生支援に関する事業の企画及び立案
- (6) 学生支援に関する調査研究
- (7) その他学生支援に関する業務

(構成員)

第4条 びあROOMは、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) びあROOM長
- (2) 副びあROOM長
- (3) 社会福祉士
- (4) 臨床心理士
- (5) 事務補佐員
- (6) その他必要な職員

(びあROOM長等)

第5条 びあROOM長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副びあROOM長は、保健管理センターの主担当の教員をもって充てる。

(びあROOM運営委員会)

第6条 びあROOMの運営等に関する事項を審議するため、びあROOM運営委員会を置き、

当分の間、大分大学学生・留学生支援委員会がこれを兼ねる。

(旦野原びあROOM連絡会)

第7条 旦野原びあROOMの円滑な業務運営に必要な連絡調整を行うため、旦野原びあROOM連絡会（以下「旦野原連絡会」という。）を置く。

2 旦野原連絡会は、次の各号に掲げる構成員をもって構成する。

- (1) 保健管理センターの主担当の教員
- (2) 臨床心理士の資格を有する教員 1人
- (3) 社会福祉分野を担当する教員 1人
- (4) 教育学部、経済学部、理工学部及び福祉健康科学部の学生生活委員長
- (5) 社会福祉士 1人
- (6) 学生・留学生支援課職員 2人

3 前項第5号の委員は、第4条第3号の構成員のうちから、びあROOM長が委嘱する。

4 旦野原連絡会にチーム長を置き、びあROOM長が指名する者をもって充てる。

5 旦野原連絡会チーム長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の旦野原連絡会チーム長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 旦野原連絡会チーム長は連絡会を招集し、その議長となる。

7 旦野原連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(挾間びあROOM連絡会)

第8条 挾間びあROOMの円滑な業務運営に必要な連絡調整を行うため、挾間びあROOM連絡会（以下「挾間連絡会」という。）を置く。

2 挾間連絡会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 医学部長が指名する教員 1人
- (2) 医学部学生生活委員 1人
- (3) 社会福祉士 1人
- (4) 保健管理センター挾間健康相談室の主担当の教員
- (5) 学務課職員 1人

3 前項第3号の委員は、第4条第3号の構成員のうちから、びあROOM長が委嘱する。

4 挾間連絡会にチーム長を置き、びあROOM長が指名する者をもって充てる。

5 挾間連絡会チーム長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の挾間連絡会チーム長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 挾間連絡会チーム長は連絡会を招集し、その議長となる。

7 挾間連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 ぴあROOMの事務は、医学・病院事務部学務課の協力を得て、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ぴあROOMの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年規程第22号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第99号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第50号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第36号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第23号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第58号)

この規程は、令和2年8月24日から施行する。